

「議論が収束した事項の法令改正イメージ」 表現の事業者提案

事業者案	改正イメージ (10/8 第4回公開会合資料)	事業者意見
<p>三 (略)</p> <p>(略)</p> <p>3. 運用上の留意点</p> <p>① 当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の使用前確認が終了し、使用前確認証の交付以降のものを対象とする。</p> <p>② 当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等を工学的に使用し得る期間に損傷が存在していないのであれば、安全上の影響はないので報告対象外である。例えば、点検対象となっている機器等にて発生した損傷のうち、点検等の行為により発生させたことが明白で、他の安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の機能に影響がなく、事業者の作業管理に原因がある場合は報告対象外となる。また、ここで「明白」とは例えば以下のような場合である。</p> <p>○損傷原因となる行為を行った者の自覚があるとき。</p> <p>○損傷原因となる行為を他の者が目撃していたとき。</p> <p>○損傷原因となる行為が映像により確認できるとき。</p> <p>(参考)「工学的に使用し得る期間」: 当該機器等において、点検、検査を終えて待機状態としたときから、次回の点検、検査を行うために待機除外としたときまでをいう。</p> <p>③~⑦ (略)</p>	<p>三 (略)</p> <p>(略)</p> <p>3. 運用上の留意点</p> <p>① 当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の使用前確認が終了し、使用前確認証の交付以降のものを対象とする。</p> <p>② 当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等を工学的に使用し得る期間に損傷が存在していないのであれば、安全上の影響はないので報告対象外である。例えば、点検対象となっている機器等にて発生した損傷のうち、点検等の行為により発生させたことが明白で、他の機器等に影響がなく、事業者の作業管理に原因がある場合は報告対象外となる。また、ここで「明白」とは例えば以下のような場合である。</p> <p>○損傷原因となる行為を行った者の自覚があるとき。</p> <p>○損傷原因となる行為を他の者が目撃していたとき。</p> <p>○損傷原因となる行為が映像により確認できるとき。</p> <p>③~⑦ (略)</p>	<p>「工学的に使用し得る期間」</p> <p>→ 本文表現を残したまま、他の訓令と同様に、本文の後に“(参考)”として、「工学的に使用し得る期間」の解説を加える案を提案する。</p> <p>「工学的に使用し得る期間」の事業者イメージは、下図に示すとおり、点検、検査を終えて待機状態としたときから、次回の点検、検査を行うために待機除外としたときまでであると考える。</p> <p>「他の機器等に影響なく」</p> <p>→ 安重機器及び常設 SA に属する機器等の“機能”に影響がないことを明確にする案を提案する。</p> <p>加えて、「他の機器等」の表現を、今回追加される改正イメージの冒頭部分(波太下線部分)の「安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等」に合わせることを提案する。</p>

